

令和6年度 第1回 四国地方整備局

コンプライアンス・アドバイザー委員会の議事要旨について

アドバイザー委員会事務局

1. 開催日時 令和6年6月21日（金）14時30分～16時00分
2. 開催場所 高松サポート合同庁舎 13階 1306・1307会議室
3. 出席委員 委員長 穴戸 栄徳 香川大学名誉教授
委員長代理 三野 靖 前香川大学法学部教授
委員 相川 恵祐 N H K 高松放送局長
〃 藤本 智子 弁護士
〃 古川 慎一郎 弁護士

（委員は五十音順）

4. 議事

- （1）令和5年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画の取組状況
- （2）その他

5. 審議内容 委員長とりまとめ

- （1）令和5年6月委員会の要望事項「コンプライアンス違反、非違行為の調査について、調査の実施者に外部の者を入れるなど、調査の方法について検討すること。」に対して、今回の議事録を発表される前に、文書で回答すること。
- （2）公益通報法制度の運用について、国土交通省内で、どのように扱っているか、公表することが有益なのではないかという委員の意見も含めて、状況を説明すること。
- （3）昨年度実施した事務所での意見交換会は、委員にとっても非常に有意義だったので、引き続き実施するような形で検討すること。

6. 主なやりとり

議事（1）

《令和5年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画の取組状況》

委員：合同コンプライアンスワーキングに昨年度初めて参加したが、今後続けていく場合、我々のような外部者が傍聴することによって、間接的にでも効果の有無を知っておいたほうがより良いワーキングになると感じる。

整備局：次回の合同ワーキングの際にご意見いただいた上で開催したいと認識しております。

委員：これまで基本的に整備局の方で用意された会議を我々が傍聴するという形であったが、例えば、事前に委員の方でテーマに関するコメントを用意してほしいとかあれば、我々としてもより積極的に参加できる。その工夫ができるのであれば検討いただきたい。

整備局：はい、分かりました。

委員：コンプライアンス相談・報告等の実施に向けた取組ですが、以前にN H K番組で公益通報に対して懸念しているという人がおられるという放送があったが、整備局ではそのような懸念というのはお聞きになってないですか。いかがですかそのあたりは。

整備局：相談者が安心して相談できる制度としては、まだ周知が足りておらず、目的が伝わり切っていないと感じております。今後、背景や法令に抵触する行為を未然に防ぐという目的を説いたうえで、今おっしゃられたような安心の担保を図っていきたい。

委員：自治体によって中身に幅があるが、ホームページに載せているところがある。例えば国土交通本省も含めて各局地方整備局、四国においてそのあたりの運用状況として、どういう形で集約しているのか、公表はしてないと思いますが、その辺り内部的でもどういう整理されているのか。

整備局：手許に資料を持ち合わせていないため、即座に応えられません。

委員：公益通報・内部告発的なものは、職員とか外部の住民が結果を見ることによって、その組織のコンプライアンスの取組、体制ができているのか、一つのメルクマールとして分かる。結果をきちんと公表して対応しましたということは、コンプライアンスの取組体制ができていますということです。運用状況を公表することが、「ちゃんと扱ってくれる」ということで、安心して報告できる。「守秘義務、匿名性が守られるところが公益通報制度の一番の肝」と思っていて、あとは「アフターフォローがどうなっているかを明らかにすること」が公益通報制度を有効に機能させる一番のメルクマークと思っているので、本省も含めて一度お調べいただけたらいいかなと思いました。

整備局：はい分かりました。貴重なご意見ありがとうございました。

議事（２）

《令和５年度アドバイザリー委員会・意見交換会における委員意見への対応方針、非違行為》

委員：①アンケートについてフィードバックされるのは、すごく良い取組だと思いました。アンケートに目を通してという形で、考え方を伝えていただきたい。

②同じ年齢・階層の話し合いですが、四国は転勤の方が多くてワークライフバランスがとりにくい例が多いと感じました。どういう風に対応しているのかとか、ワークライフバランスについて話し合う場も持てるようにされたらどうかと考えます。

③報告スキームですが、大前提として令和５年６月の第１回アドバイザリー委員会のとりまとめ意見の中で、「コンプライアンス違反、非違行為の調査について、調査の実施者に外部の者を入れるなど、調査の方法について検討すること」という提案をしたと思います。これに対し、検討された結果の回答を受けてないため、教えていただきたい。

④最後に非違行為について、委員会で事後報告をされますが、再発防止策について、あるいはその背景について、きちんと教えていただきましたらありがたい。

整備局：①②貴重なご意見として伺いました。ありがとうございます。

③ご発言の対象は、発注者綱紀保持規程上の調査のあり方、調査への関わり方と申し上げたらよろしいでしょうか。調査方針の話を説明すればよろしいでしょうか。

委員：③令和５年６月の時点で既にアドバイザーに委員会で提案しているので、その結果を知りたい。調査の方法を検討することについて、どう対応されたのかということ。

整備局：③全ての案件についてご相談するのは、委員の先生方も大変かというところがありますので、まずは委員長にご相談させていただくのがよろしいのかと思われます。また、調査については、担当課の職員が対象者にヒアリングをしておりますが、我々は捜査機関ではございませんので、強権的な調査を行うことはできず、基本的に証言をずっと聞いていくしかなく、当然に限界はあるといったところです。いずれにしても、前回の資料などを踏まえ、当局内で再確認の上、文書にて回答させていただきます。

④飲酒運転の不祥事の再発防止策については、現時点では５月から７月にかけてミーティングも実施している段階ですので、ご理解いただければと思います。

以上